

中国税務速報

2014年4月21日

●1 企業が国務院決定事項により発生する資産損失の所得税損金算入に係わる問題を明確化

国家税務総局は、2014年3月17日付で、「企業が国務院の決定事項により発生する資産損失の所得税損金算入に係わる問題の公告」（国家税務総局公告2014年第18号）を公布しました。

当該公告により、企業が国務院の決定事項により発生する資産損失については、国家税務総局による報告・審査が必要ではなくなり、特別申告の形で主管税務機関にて申告をし、損金算入の承認を受けることに変更しました。

また、2011年3月31日に公布した「企業の資産損失の所得税損金算入に係る管理弁法第12条」（国家税務総局公告2011年第25号）は同時に廃止します。

当該公告は2013年度以降年度の企業所得税申告に適用します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c682983/content.html>

●2 飛行機リース企業が飛行機を購入する際の販売契約の印紙税を免税

財政部、国家税務総局は2014年3月3日付で、「飛行機リース企業の印紙税政策に関する通知」（財税「2014」18号）を公布しました。

当該通知により、2014年1月1日から2018年12月31日まで、飛行機リース企業が飛行機を購入する場合、飛行機販売契約の印紙税が免税されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c674202/content.html>

●3 「国外投資プロジェクトの審査及び届出管理弁法」の発布

国家発展改革委員会（以下「国家発改委」）は、2014年4月8日付で、「国外投資プロジェクトの審査及び届出管理弁法」（以下「弁法」をいう）を公布しました。

当該弁法により、中国側の投資額が10億米ドル以上である国外投資プロジェクトは審査承認制度が適用されます。その内、中国側の投資額が20億米ドル以上であり、且つ敏感な国家または地区、敏感な業種に係わるプロジェクトについては、国家発展改革委員会が審査した後に国務院に報告し審査・承認を受けます。

この場合の敏感な国家および地域とは、国交を結んでいない、および国際制裁を受けている国家、戦争・内乱等が発生している国家および地域を含みます。

敏感な業種とは、基礎電信運営、クロスボーダーの水資源開発利用、大規模土地開発、送電線・電力網、新聞・メディア等の業界を含みます。

また、投資額が10億米ドル以下である国外投資プロジェクトは届出制度が適用されます。その内、中国側の投資額が3億米ドル以上のプロジェクトについて、国家発改委に届出を行うべき、それ以下のプロジェクトであれば、省レベルの政府投資主轄部門にて届出を行うこととなります。

当該弁法は、国家発改委で審査するプロジェクトにつき、地方企業が段階を追って県、市、省ごとに申告する必要はなく、省級発展改革委員会経由で国家発展改革委員会へ申告可能であることを明確にしました。

http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/201404/t20140410_606600.html

●4 中国銀監会は「金融リース会社管理弁法」を修正

中国銀行業監督管理委員会は、2014年3月13日に、修正後の「金融リース会社管理弁法」（中国銀監会令2014年第3号）を公布しました。

当該弁法は、金融リース会社の参入条件、経営範囲、経営規則及び監督管理内容等について修正を行いました。主要出資者制度を発起人制度に変更し、主要出資者と一般出資者の区分をしなくなり、旧弁法の下での主要出資者の出資が会社登録資本の50%を超えなければならないという要求も取り消され、発起人の中に少なくとも一社の条件に適合する商業銀行、製造会社或いは海外ファイナンスリース会社を含め、且つその出資比率が設立予定の金融リース会社の全て資本の30%を下回ってはならないことを明確にしました。

当該弁法は公布日より施行されます。

http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/docDOC_ReadView/9E195304AEAB4E918C3AC1EF7F2CB566.html

●5 「外商投資パートナーシップ企業登記管理規定」の修正

国家工商行政管理総局は、2014年2月20日付で、「中華人民共和国企業法人登記管理条例施行細則」、「外商投資パートナーシップ企業登記管理規定」、「個人独資企業登記管理弁法」、「個人事業主登記管理弁法」等の行政法規の修正に関する決定（2014年国家工商行政管理総局令第63号）を公布しました。

当該弁法により、外商投資パートナーシップ企業は毎年1月1日から6月30日までに、企業信用情報公示システムを通じて企業登記機関に前年度の年度報告を送付し、かつ対外的に公示しなければならないことになりました。

当該弁法は2014年3月1日より施行されます。

http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjl/xxzx/201402/t20140228_142498.html